

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 18 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉担当課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

特別支援学校等の臨時休業に伴う障害児入所措置費の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により特別支援学校等が臨時休業となったことに伴い、障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設。以下同じ。）においては、入所児童が通常は特別支援学校等に通っている時間帯についても、日中活動の支援等について対応いただいているところです。

このことに伴い、障害児入所施設で特に負担が生じたことに鑑み、特例的に「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」の15（2）に基づく保護単価等の特例措置に関する協議を以下のとおり実施いたします。

記

1. 特例措置の協議対象経費

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、特別支援学校等が臨時休業となったことに伴い、障害児入所施設で発生した負担に鑑み、以下の事項について協議対象とするものとする。

また、協議対象経費について判断に迷うケースがある場合には、個別にご相談いただくようお願いする。

<協議対象経費>

- （1）特別支援学校等の臨時休業期間における日中の職員体制の維持に必要な非常勤職員等の確保や、超過勤務及び宿日直の増加に伴う人件費の増（実費を基本とする）
- （2）特別支援学校等の臨時休業期間の障害児入所施設における措置児童の学校給食費相当分
- （3）令和2年4月1日以降に生じた経費を対象

2. 所要額調査

- ・ 11月30日（月）までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係宛てメールで別紙様式を提出すること。

新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ変更する場合がありますので留意すること。
なお、所要額調査において厚生労働省が適当と認めた額については、特例措置に係る厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱うこととする。

3. 交付手続きについて

所要額調査の結果を踏まえ、令和2年度の変更交付手続きにおいて対応することとする。

4 提出先（メールにて回答をお願いいたします。）

障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL 03-5253-1111（内線3037. 3102）

E-mail shougaijishien@mhlw.go.jp

<参考>

「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（抜粋）

（その他）

15（2）保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

【各事業の照会先】

障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援係（内線：3037. 3102）

